

令和2年度 糸魚川市立西海小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立西海小学校

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「糸魚川市立西海小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（法第2条より）

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、その後の人生にも影響を与える人権侵害である。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤ 保護者・地域住民に、学校がいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛けるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体をとおして、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象のいじめアンケート調査（7月11月を除く毎月）
- ・児童対象の教育相談を通じた調査（7月、11月、随時）
- ・保護者対象のいじめアンケート調査（7月、11月、随時）

イ いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・児童が相談しやすい保健室や相談室等の環境を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員、民生委員、児童委員、人権擁護委員等と積極的に連携を図る。

ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ防止委員会」を設置する。

② 構成員

構成員は、校長、教頭、生活指導主任、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談員、必要に応じて自校の教職員やPTA会長とする。

③ 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携を取るなど組織的に対応するための中核となる。

④ 取組

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関すること（ネットモラルの指導等）
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること
- ・いじめの発生時の対応に関すること
- ・週1回の終礼の情報交換会をし、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童といじめたとされる児童との発言が相違した場合は、いじめを受けた児童に寄り添った対応を行う。
- ⑤ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑥ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ指導とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
- ⑦ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑧ いじめに関係する保護者に必要な情報と学校の対応を説明する。
- ⑨ その他の児童に対して、学級指導、全校集会、部活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑩ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑪ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 「いじめ・不登校・中1ギャップ対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
 - イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
 - オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応
設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

☆ いじめ発生時における具体的な流れ（当日①～⑤ 2日目以降⑥）

①いじめ事案発生 → 当該担任 → 校長へすぐに報告（不在の場合は教頭へ）

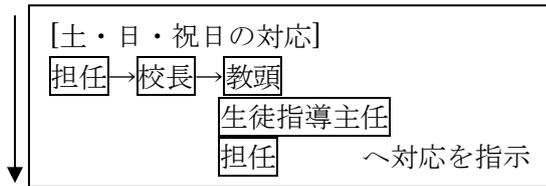
②校長 →

- ・教頭、生活指導主任、担任へ対応を指示
- ・市教委へ電話にていじめ発生報告（第一報、指導助言を受ける）

③事実確認

- ・被害児童への聞き取り → 担任、教頭、養護教諭
- ・加害児童への聞き取り → 生活指導主任、教務主任（他職員）
- ・関係児童への聞き取り → 担任、他職員

※児童への聞き取りは2人以上の職員で対応する



- 主な役割
- 校長
 - ・職員への指示
 - ・市教委への経過報告
 - 教頭
 - ・保護者・マスコミへの対応
 - ・児童への聞き取り
 - ・PTAとの連携
 - 生活指導主任
 - ・情報の一括
 - ・調書の作成
 - ・職員への報告
 - 職員
 - ・児童への対応

④いじめ防止委員会開催（聞き取り終了後すぐに校長より指示）

- 対応協議
 - ・事実確認・報告について
 - ・被害児童への心のケア、保護者への報告・謝罪について
 - ・加害児童への指導、保護者への報告・助言について
 - ・関係児童への対応について
 - ・学級への指導、全校への指導について
 - ・保護者への啓発について
- 市教委への報告

職員間で情報の共有

⑤いじめ防止委員会での決定事項に基づき対応

- ・被害児童の状況の見取り・心のケア（担任、教頭、養護教諭）
- ・加害児童の状況の見取り・指導（担任、生活指導主任、教務主任）
- ・関係児童の状況の見取り・指導（担任、他教諭）

- 放課後
- ・被害児童宅への家庭訪問（管理職・担任）
 - ・加害児童宅への家庭訪問（管理職・担任または生活指導主任）

※当日中に行う

※2日目以降

- ⑥再発防止の取組
- ・学級での指導・全校での指導（担任・生活指導主任）
 - ・保護者会の開催 → 事実説明・再発防止の啓発

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○児童の情報交換 (通年：週1回を基本) ○子どもを語る会 (通年：2ヶ月に1回)	○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○あいさつ運動、異学年交流(通年) ○学校生活アンケート(教育相談)	○いじめ防止対策の説明と広報 ○あいさつ運動(通年) ○PTA活動の充実(通年)
5	○児童の情報交換 ○子どもを語る会	○運動会(社会性育成の視点) ○学校生活アンケート(教育相談)	○広報活動 (学校だより、学級だより)
6	○児童の情報交換	○各種大会 ○Q-U(児童全員教育相談) ○学校生活アンケート(教育相談) ○教育相談 ○中学校区6年生交流会	○広報活動
7	○学校評価(前期) ○児童の情報交換 ○子どもを語る会	○東小との6年交流会 (会場：西海小学校) ○親善水泳大会 ○学校生活アンケート(教育相談) ○1学期の振り返り	○保護者アンケート ○保護者懇談会 ○広報活動
8	○生徒指導研修 ○学校評価(前期) ○児童の情報交換	○家庭・地域での活動の充実 ○Q-Uコンサルテーション会議 (児童理解研修会)	○家庭・地域での健全育成 ○広報活動
9	○児童の情報交換 ○子どもを語る会	○親善陸上大会 ○学校生活アンケート(教育相談)	○広報活動
10	○生徒指導研修 ○児童の情報交換	○中学校区6年生交流会 ○Q-U(児童全員教育相談) ○学校生活アンケート(教育相談) ○学習発表会	○広報活動 ○学習発表会
11	○児童の情報交換 ○子どもを語る会	○学校生活アンケート(教育相談) ○教育相談 ○いじめ見逃しゼロスクール集会	○保護者アンケート ○広報活動
12	○学校評価(後期) ○児童の情報交換	○学校生活アンケート(教育相談) ○2学期の振り返り	○保護者懇談会 ○広報活動
1	○児童の情報交換 ○子どもを語る会	○学校生活アンケート(教育相談) ○中学校体験入学	○広報活動
2	○児童の情報交換	○学校生活アンケート(教育相談) ○新1年生移行学級 ○卒業、進級に向けた取組	○広報活動
3	○学校評価(後期)新年度体制づくり ○児童理解の会	○年度の振り返り ○卒業式	○保護者懇談会 ○卒業式